

国民健康保険被保険者、後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

●振込口座の変更届出について

高額療養費等の給付申請の際に届出した振込口座を変更（解約等）した場合は、必ず役場税務住民課国民健康保険グループ窓口へ届出してください。

※届出がない場合、振り込みができなくなりますので、お早めに届出をお願いします。

●交通事故等にあったとき

交通事故や暴力等、第三者（自分以外の人）の行為によって負傷され、被保険者証を使って治療を受けたときは、役場税務住民課国民健康保険グループへ届出してください。また、自損事故や、業務中の事故で労災が適用されない場合も届出が必要です。

詳細については、税務住民課国保グループまでお問い合わせください。

●整骨院や接骨院などで柔道整復師の施術を受けるときは、次のように保険を使える場合と使えない場合がありますのでご注意ください。

◎保険証を使えるとき

医師や柔道整復師に外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む）と診断又は判断され、施術を受けたとき。

※骨折及び脱臼については、応急手当は保険が使えます。それ以後の施術は医師の同意があれば適用になります。

×保険証を使えないとき

- ・単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
- ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善の見られない長期の施術
- ・保険医療機関（病院、診療所など）でおなじ負傷等で治療中のもの
- ・労災保険が適用となる仕事中や通勤での負傷

施術を受ける時の注意

- ・負傷の原因を正確にきちんと伝えましょう。
- ・療養費支給申請書の受取代理人欄（住所、氏名、委任年月日）には、原則として患者の自筆による記入が必要となります。
- ・施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。
- ・領収書を受け取り、大切に保管しましょう。